

男女平等の視点による
表現のガイドライン
～市の刊行物等作成に当たって～

平成 29 年 3 月策定
平成 30 年 3 月改訂

国分寺市 市民生活部 文化と人権課

●●● 目 次 ●●●

はじめに（本ガイドラインの趣旨）	1
1. ガイドラインの基本的な考え方	2
■すべての人が個人として尊重され、ともに生きることのできる 男女平等社会の実現を目指します	2
■ジェンダーの視点から気をつけたいポイント	2
■男女の多様なイメージが社会に浸透していくような表現にするために	3
2. 気をつけたい表現と言い換え	4
■男女いずれかに偏った表現	4
■性別によるイメージを固定化した表現	6
■男女が対等な関係となっていない表現	6
■男女で異なった表現	7
3. あなたのつくる広報をチェックしてみましょう	8

はじめに（本ガイドラインの趣旨）

市が作成し、発信する市報、ポスター、パンフレット、チラシ等の紙媒体やホームページ、ツイッター、フェイスブック等の電子媒体（以下「刊行物等」という。）は、人々の意識形成に様々な影響を与えるメディアの一部であり、その表現については慎重でなければなりません。

しかし、私たちが無意識のうちに使っている表現が、一方の性を中心とした表現や性別による固定的な役割分担意識を前提としたものになっていることがあります。それらは個々には差別的な表現とは思えなくても、イラスト・写真・文言等で同じような表現が積み重なって市民に届けられると、当たり前なこととして市民に受け止められていきます。結果的に市の発信する表現が、一つの方向性をもったメッセージとなりかねません。

そこで今回、男女平等の視点からの市の刊行物等作成の指針として、表現のガイドラインを策定しました。

このガイドライン策定の目的は、言葉や表現を正すこと自体ではなく、市が刊行物等を作成する際に、男女平等の視点から普段何気なく使っている表現を振り返り、その中に潜在している性別による固定的な役割分担意識に気付いていただくことです。刊行物等作成に当たっては、各部署の職員一人ひとりが自覚を持って進めていくことが欠かせません。より効果的な刊行物等を作成するための手がかりとして、このガイドラインを参考にしてください。

1. ガイドラインの基本的な考え方

■すべての人が個人として尊重され、ともに生きることのできる男女平等社会の実現を目指します

市では、平成 19 年 6 月に国分寺市男女平等推進条例を施行しました。この条例では基本理念として、第 3 条で性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別や暴力を受けないように、そして固定的な性別役割分担意識などで、個性や能力を発揮することを妨げられないようにすることを掲げています。

また、同条例第 8 条第 5 項では、外部に情報を提供するときに固定的な性別役割分担を助長する表現を行わないよう配慮する義務を規定しています。これはポスターや広告など公衆に情報を発信するときに、男女の人権を尊重した表現を行うよう、すべての人に自主的に配慮することを求める規定です。特に、市など公的機関が作成する刊行物等は、その表現が社会的基準とみなされやすく、社会に与える影響も大きいため一般的な広報以上に十分な配慮が求められます。

■ジェンダーの視点から気をつけたいポイント

男女平等の視点から刊行物等を作成するためには、ジェンダーの視点を持つことが重要です。ジェンダーとは、生まれつきの生物学的性別と異なり、社会通念や慣習の中にある男性像、女性像など社会によってつくられた性別をいいます。これらが社会的につくられたものであることを意識していくことが大切です。

固定的性別役割分担意識は、歴史的背景や慣習により人々の意識に深く根付いているものであり、無意識にそういった表現を使っていることもあるのではないかと思います。そのため、分かりやすくジェンダーの視点を 3 つにまとめました。

ポイント 1 「女らしさ、男らしさ」にとらわれないようにする

性別や年齢による固定的なイメージを「一般的だから」と必要以上に区別して使うことは、個人の個性や能力の発揮を妨げることに繋がりがねません。

様々な場面における多様な人の姿を表現するよう心がけましょう。

ポイント2 固定的な性別役割分担意識にとらわれないようにする

男性が多かった分野に女性が進出する、あるいは女性が多かった分野に男性が進出する動きが日々進んでいます。男女がともに協力し合い、家庭や仕事、地域活動など様々な活動に関わっている姿を表現しましょう。

また、家族構成には、様々な形態があります。いつも同じ構成ではなく、伝えたい内容や場面により登場する人物を変化させるよう心がけましょう。

ポイント3 男女間の力関係にとらわれないようにする

性別にとらわれずお互いが対等なパートナーであるという姿を表現しましょう。

女性と男性が社会のあらゆる場に共同参画して、共に社会で活躍する姿を表現しましょう。

■男女の多様なイメージが社会に浸透していくような表現にするために

このガイドラインは、「この書き方は適切」「そのイラストはだめだ」というふうに、表現していいものといけないものとを区別し、画一的な言い換えを強要するものではありません。公的広報では、必要な情報を正確に、分かりやすく伝えることが必要なことはいまでもありませんが、それに加えて、多様な受け手を意識し、共感が得られるような表現を心がけなければなりません。受け手をよく理解することは、より魅力的で効果的な発信につながりますので、職員一人ひとりが刊行物等を作成する際に、このガイドラインを参考にして、職場で話し合ってみてください。

2. 気をつけたい表現と言い換え

男女平等推進の視点から市が刊行物等を作成する際に、気をつけたい表現について具体的にみていきます。市報記事をはじめとした文章上の表現だけでなく、挿入するイラストや写真についても配慮が必要です。

■男女いずれかに偏った表現

事例①

- ・職種や立場などを男性を意味する言葉で総称する表現

例えば…「営業マン」募集

「サラリーマン」は原則として確定申告を要しません

「父兄」は出席してください など

なぜ配慮が必要なのか

伝える側は男女双方を対象としていても、女性は自分が対象ではないと感じるかもしれません。このような表現を使うと男性が主、男性が基準、という印象を与えることもあります。

配慮した表現例

- ・「営業マン」→「営業社員」
- ・「サラリーマン」→「会社員」
- ・「父兄」→「保護者」

事例②

- ・イラスト・写真などの登場人物が男性または女性のみであったり、人数のバランスが大きく崩れている。

例えば…職場で、男性ばかりの会議の様子

家庭や地域で、子どもの世話をするのはいつも女性

公園や校庭で、野球をするのは男の子、ままごとをするのは女の子

なぜ配慮が必要なのか

固定的な役割分担意識を助長することにつながります。また、男女双方を対象としているにもかかわらず、一方の性のみが対象であるような印象を与えることもあります。

配慮した表現例

人物が登場する場面では、男女の数や役割等のバランスに気を配り、一方の性が特に強調されないようにする。



男性ばかりの会議



男女がともに会議に参加している



女性だけが子どもの世話をしている



男女が一緒に子どもの世話をしている



野球をしている男の子，人形遊びをしている女の子



男女がいろいろな遊びをしている

■性別によるイメージを固定化した表現

事例③

- ・男性を常にスーツ姿，女性を常にエプロン姿で描く。
- ・家庭で，家事・育児・介護をする役を女性として表現する。
- ・職場などの光景で，営業や現場仕事を男性として，秘書や受付を女性として表現する。

なぜ配慮が必要なのか

性別による固定的な役割分担意識を強調すると，現実の多様性への配慮に欠ける表現となります。また，こういった表現が重なって市民に届くことで，市が固定的な性別役割分担意識を助長することにもつながります。

配慮した表現例

- ・特別な理由なく，子育て＝母親（女性），仕事＝父親（男性）などと結びつけないようにする。
- ・家事や育児，介護などの場面に使うイラストに男性も登場させる。
- ・職業や職種などを描くときには，男女が特定の職業・職種に偏らないように描く。

■男女が対等な関係となっていない表現

事例④

- ・名簿や出席者紹介などで理由もなく常に男性を先，女性を後にする。
- ・家族を描くときなどは，常に父親など男性が中心にいて，女性が周囲に寄り添う構図で描く。
- ・上司や会議の長役を，常に男性として表現する。

なぜ配慮が必要なのか

性別による能力や適正の優劣はありません。常に男性が中心・優先となっている表現が累積することで，女性が補助的な役割であるかのような印象を与えてしまいます。

配慮した表現例

- ・名簿や出席者紹介などは、五十音順など客観的な基準に従う。
- ・上司や会議の長役などのリーダー役に女性も積極的に描く。
- ・会議などの場に男女がともに参加している様子を描く。

■男女で異なった表現

事例⑤

- ・特に必要もなく女性を示す言葉をつけて表現する。
例…女医，女流作家，女性社長など
- ・男性は姓で，女性は名で呼ぶ。

なぜ配慮が必要なのか

特に理由もなく，女性と男性で異なる表現をすることは，女性を例外的に扱うものと思われ，平等な扱いとは受け取られないことがあります。文脈や趣旨と無関係に使っていないか注意しましょう。

また，男女の呼称や敬称を区別する場合には，その必要性や平等性を考えましょう。

配慮した表現例

- ・必要もなく女性を示す言葉を頭に付けない。
「女医」→「医師」，「女流作家」→「作家」
- ※「男医」「男流作家」という言葉はありません。対語のない表現は要注意です。
- ・同一の呼称や敬称を心がけましょう。
- ※各種の資格や職業の名称は，「保健婦・助産婦」→「保健師・助産師」，「スチュワーデス」→「客室乗務員（キャビン・アテンダント）」などのように性別に中立な表現に変わってきています。

ただし，「父親向け子育てセミナー」，「女性の再チャレンジ支援」など，もともと男女に偏りがあり，それを解消する目的で対象の性別を特定した事業を行うものがあります。それらは性別による偏りを解消し，男女平等へつなげる取組であり，差別的な取扱いには当たりません。

3. あなたのつくる広報をチェックしてみましょう

市が刊行物等を作成する際のチェックポイントをまとめました。ここで挙げたのはあくまでも例示です。一人ひとりが男女平等の視点を持ち、表現を考える際に参考にしてください。

事前の検討段階	
伝えたい内容（施策・行政サービス等）は何ですか？	
伝えたい対象は誰ですか？	
特に強調したい点は何ですか？	



途中の作成の過程	
留意点 1	男女双方が想定された表現になっていますか？ 男女がバランスよく登場していますか？ （4～5 ページ事例①②参照）
留意点 2	男女を固定的なイメージで描いていませんか？ 多様なタイプの男女が描かれていますか？ （6 ページ事例③参照）
留意点 3	男女に、主従、上下、強弱の関係があるように描いていませんか？ （6～7 ページ事例④参照）
留意点 4	必要なく男女で異なる表現、いずれかに特異な表現をしていませんか？ （7 ページ事例⑤参照）



最後の確認の段階	
女性からみても、男性からみても、違和感、疎外感のない表現になっていますか？（まわりの人たちに意見をきいてみましょう。）	
伝えたい内容が、誰が見ても分かりやすい広報になっていますか？	
内容が正しく伝わる、共感が得られる広報になっていますか？	

（内閣府「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」をもとに作成）